

「福岡県障がい者アートレンタル事業」令和6年度登録作品募集

福岡県では、障がいのある方が持っている多様な能力・才能に触れる機会を県民に提供するとともに、障がいのある方の収入向上、文化芸術活動を通じた社会参加を推進するため、「福岡県障がい者アートレンタル事業」を実施します。

レンタル事業では、障がいのある方が制作した作品を募集、審査、登録し、登録作品のレプリカを官公庁、企業、団体等へ有料で貸与、その料金の一部（30%）を作品制作者に還元します。

このたび、レンタル事業へ登録を希望する作品（令和6年度登録分）を、下記のとおり募集します。

■ 応募資格

福岡県在住または福岡県に通勤・通学（所）している障がい児者の方です。年齢制限等はありません。

■ 応募要領

作品テーマ：なし（自由）

作品種類：水彩画、色鉛筆画、アクリル画、油絵、版画、デジタル画、書、文字等の平面作品
※応募者本人が制作したものに限り。

作品サイズ：900mm×1,500mm以内（縦横不問）

出品数（上限）：制作者1人当たり10作品まで（1作品に対し応募用紙1枚）

※1作品からでも応募可能

登録料：無料

■ 応募方法

裏面「登録応募用紙」に必要事項を漏れなく入力のうえ、作品の写真データを添付し、事務局へ電子メールでご応募ください（Mail: artrental@maruworks.org）。

ただし、インターネット環境が整っていない等の理由により、電子メールでの応募が困難な場合は、記録メディア等に保存のうえ、郵送または直接持ち込みでも受け付けます。

■ 応募期間

令和6年5月1日（水）～6月30日（日）必着

※事務局までご持参いただく場合は事前の連絡をお願いします。また、日曜・月曜・祝祭日は休みとなりますのでご注意ください。

■ 審査

審査委員会を開催し、応募作品を下記の日程で審査します。一次審査を通過した方には、書面にて通知します。

また、二次審査は原画で行います。なお、原画の搬入方法は「運送業者への委託（元払い）」「直接持ち込み」いずれも受け付けますが、搬入に係る費用については制作者の負担とします。

一次審査：令和6年7月上旬

原画締切：令和6年7月中旬

二次審査：令和6年7月中下旬

※ 今回登録作品のレンタル開始は、令和6年9月以降を予定しています。

■ 作品の返却

事務局は二次審査の終了後、登録が決定した作品についてレプリカ制作に必要な作業等を行い、作業終了後、速やかに作品を制作者に返却します。また、返却方法は「運送業者への委託（着払い）」と「直接持ち出し」が選べますが、返却に係る費用については制作者の負担とします。

■ その他、注意事項

作品の受領前、返却後の事故等について、事務局では責任を負いかねます。搬入、返却に当たっては、作品を厳重に梱包し、必要な場合は保険をかける等の対応を制作者の負担でお願いします。

また、作品の管理と保管に関しては万全の注意を払いますが、天災その他の不可抗力による事故、破損について、事務局は責任を負いかねます。予めご了承ください。

■ お問い合わせ先

福岡県障がい者アートレンタル事業事務局（NPO 法人まる内）

〒815-0041 福岡市南区野間 1-13-1-602

TEL 070-7578-7344 FAX 092-516-0677

Mail artrental@maruworks.org



メールアドレスは
こちらから読み込めます。

このマークは、目の
不自由な方等が使う
音声コードです。



